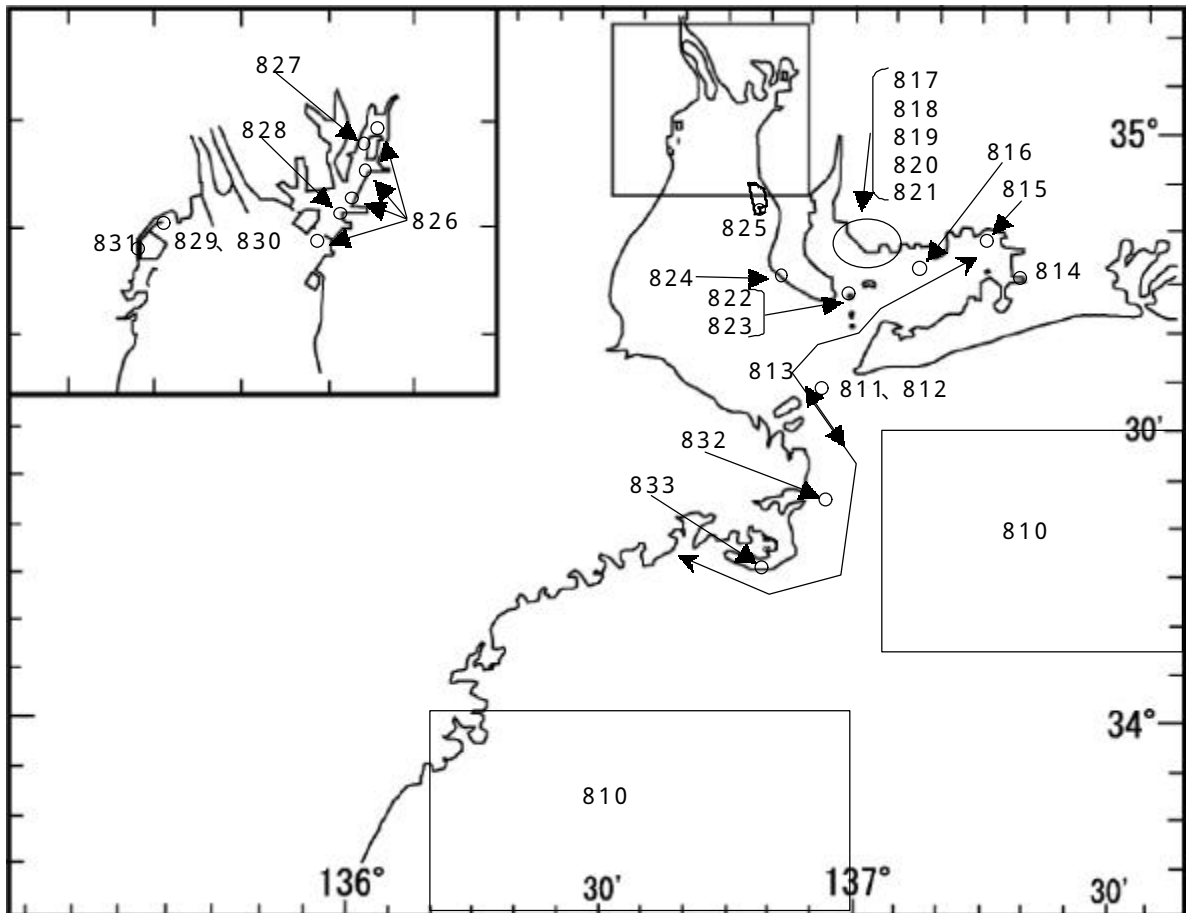


四管区水路通報第 3 6 号

平成 1 7 年 9 月 1 4 日

第四管区海上保安本部

第 8 1 0 項	北太平洋北西部	水路測量	
第 8 1 1 項	本州南岸	伊良湖水道航路及付近	潮流観測
第 8 1 2 項	本州南岸	伊良湖水道、神島	消波ブロック設置工事
第 8 1 3 項	本州南岸	三河港 至 五ヶ所港	ヨットレース
第 8 1 4 項	本州南岸	三河港南部	水路測量
第 8 1 5 項	本州南岸	三河港北部	ヨットレース
第 8 1 6 項	本州南岸	三河港西方	ヨットレース
第 8 1 7 項	本州南岸	三河湾、吉田港及付近	養殖施設設置
第 8 1 8 項	本州南岸	三河湾、吉田港及付近	養殖施設設置
第 8 1 9 項	本州南岸	三河湾、一色港南東方	養殖施設設置
第 8 2 0 項	本州南岸	三河湾、一色港付近	養殖施設設置
第 8 2 1 項	本州南岸	衣浦港及付近	養殖施設設置
第 8 2 2 項	本州南岸	師崎水道、日間賀島西方	灯標光達距離変更
第 8 2 3 項	本州南岸	師崎水道、日間賀島付近	養殖施設設置
第 8 2 4 項	伊勢湾	内海港	救難訓練
第 8 2 5 項	本州南岸	常滑港及付近	灯標廃止(予告)
第 8 2 6 項	名古屋港		環境調査
第 8 2 7 項	名古屋港	第 2 区	棧橋補修工事
第 8 2 8 項	名古屋港	第 3 区	重量物荷役作業
第 8 2 9 項	本州南岸	四日市港、第 3 区	水路測量
第 8 3 0 項	本州南岸	四日市港、第 3 区	均し作業
第 8 3 1 項	本州南岸	四日市港、第 3 区	防災訓練
第 8 3 2 項	本州南岸	安乗埼東方	魚礁設置作業
第 8 3 3 項	本州南岸	布施田水道、和具漁港	ボーリング作業



17年810項 北太平洋北西部 - 水路測量

下記区域で、調査船「かいいい」(4,628トン)による水路測量が実施される。

期 間 平成17年9月28日～10月3日まで

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-25N 137-10E

(2) 34-25N 138-20E

(3) 33-45N 138-20E

(4) 33-45N 137-10E

下記4地点により囲まれる区域

(5) 34-00N 136-10E

(6) 34-00N 137-00E

(7) 32-50N 137-00E

(8) 32-50N 136-10E

下記6地点により囲まれる区域

(9) 32-45N 135-00E

(10) 32-45N 136-10E

(11) 32-30N 136-10E

(12) 32-30N 137-20E

(13) 32-10N 137-20E

(14) 32-10N 135-00E

標 識 調査船は、白紅白のえん尾旗を掲げる。

海 図 W 6 1 B - W 1 0 7 2

出 所 海上保安庁海洋情報部

17年811項 本州南岸 - 伊良湖水道航路及付近 潮流観測

伊良湖水道航路及付近で、測量船「いせしお」(30トン)による潮流観測が実施される。

期 間 平成17年9月26日、27日の0800～1600

区 域 下記8地点を結ぶ線上付近

(1) 34-34.4N 136-58.8E

(2) 34-32.9N 137-00.7E

(3) 34-33.1N 137-01.0E

(4) 34-34.6N 136-59.1E

(5) 34-34.9N 136-59.4E

(6) 34-33.4N 137-01.2E

(7) 34-33.6N 137-01.5E

(8) 34-35.0N 136-59.6E

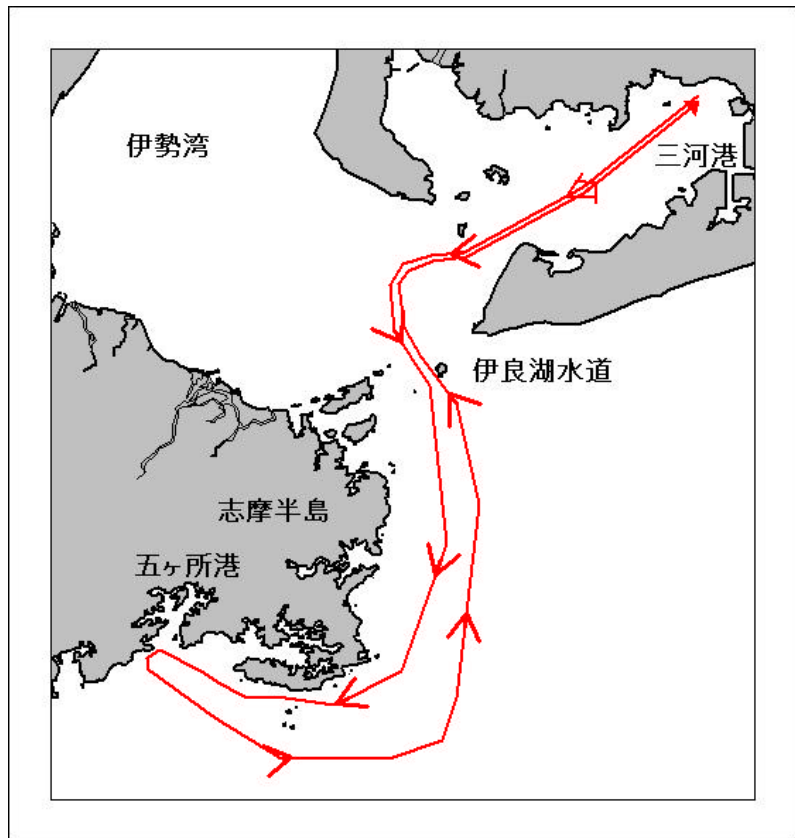
標 識 測量船は、白紅白のえん尾旗を掲げる。

海 図 W 1 0 6 4 - W 1 0 5 3

出 所 第四管区海上保安本部

17年812項 本州南岸 - 伊良湖水道、神島 消波ブロック設置工事
神島漁港で、作業船及び潜水土による消波ブロック設置工事が実施されている。
期 間 平成18年3月20日までの0730～1700
区 域 下記地点を中心とする半径100メートルの円内
34-33-09N 136-58-51E
標 識 区域に赤旗付竹竿を設置する。
備 考 警戒船を配備する。
海 図 W1064
出 所 鳥羽海上保安部

17年813項 本州南岸 - 三河港 至 五ヶ所港 ヨットレース
付図に示す区域で、ヨットレースが実施される。
期 間 平成17年9月23日1200～24日1800まで
区 域 下記2地点間
(1)三河港 (34-47.8N 137-16.3E)
(2)五ヶ所港 (34-17.3N 136-39.9E)
備 考 警戒船を配備する。
約20艇参加する。
海 図 W1052 - W1051 - W78
出 所 三河港長



17年814項 本州南岸 - 三河港南部 水路測量
港大橋西方で、作業船による水路測量が実施される。
期 間 平成17年9月26日～10月7日まで（内2日間）の日出～日没
区 域 下記(1)、(2)地点及び(3)、(4)地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-43-45N 137-20-25E
(2) 34-43-36N 137-20-30E
(3) 34-43-33N 137-20-25E
(4) 34-43-43N 137-20-19E
標 識 作業船は、白紅白のえん尾旗を掲げる。
海 図 W1057B
出 所 第四管区海上保安本部

17年815項 本州南岸 - 三河港北部 ヨットレース
下記区域で、ヨットレースが実施される。
期 間 平成17年9月18日の1000～1400
区 域 下記5地点により囲まれる区域
(1) 34-48-11N 137-14-53E
(2) 34-48-10N 137-17-28E
(3) 34-47-49N 137-17-28E
(4) 34-46-13N 137-15-54E
(5) 34-46-13N 137-14-25E
備 考 警戒船を配備する。
約80艇参加する。
海 図 W1057A
出 所 三河港長

17年816項 本州南岸 - 三河港西方 ヨットレース
橋田鼻南西方で、ヨットレースが実施される。
期 間 平成17年9月21日、22日の0900～1700
平成17年9月23日の0900～1100
平成17年9月25日の0900～1200
区 域 下記地点を中心とする半径1.8海里の円内
34-44-14N 137-08-48E
備 考 警戒船を配備する。
約80艇参加する。
海 図 W1052
出 所 三河港長

17年817項 本州南岸 - 三河湾、吉田港及付近 養殖施設設置

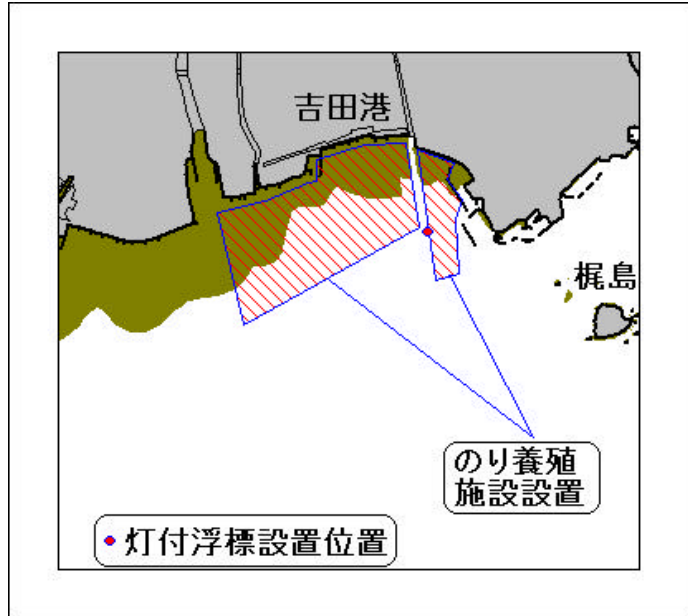
付図に示す区域に、のり養殖施設が設置されている。

期 間 平成18年4月30日まで

標 識 区域に点滅式灯付浮標を設置する。

海 図 W1052 - W1053

出 所 衣浦海上保安署



17年818項 本州南岸 - 三河湾、吉田港及付近 養殖施設設置

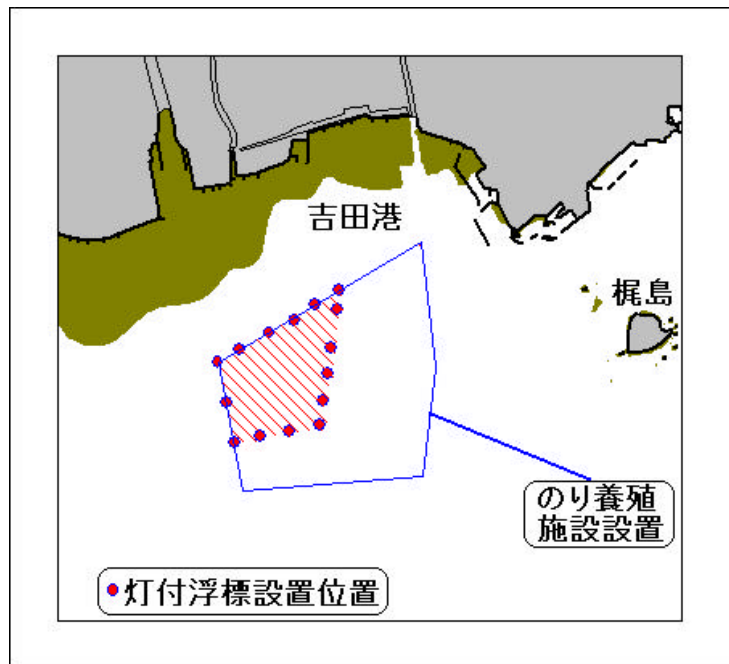
付図に示す区域に、のり養殖施設が設置されている。

期 間 平成18年3月31日まで

標 識 区域に点滅式灯付浮標を設置する。

海 図 W1052 - W1053

出 所 衣浦海上保安署



17年819項 本州南岸 - 三河湾、一色港南東方 養殖施設設置

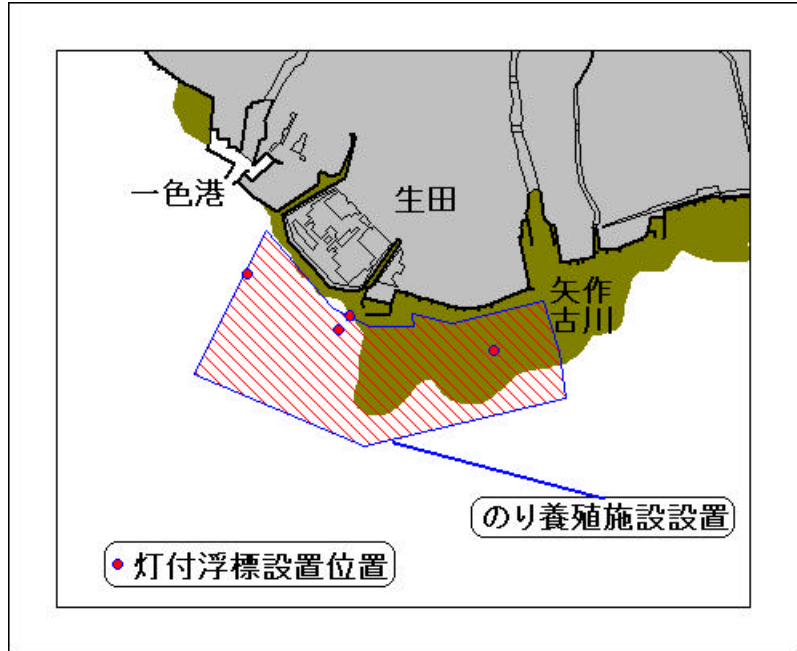
付図に示す区域に、のり養殖施設が設置される。

期間 平成17年9月20日～平成18年4月30日まで

標識 区域に点滅式灯付浮標を設置する。

海図 W1052 - W1053

出所 衣浦海上保安署



17年820項 本州南岸 - 三河湾、一色港付近 養殖施設設置

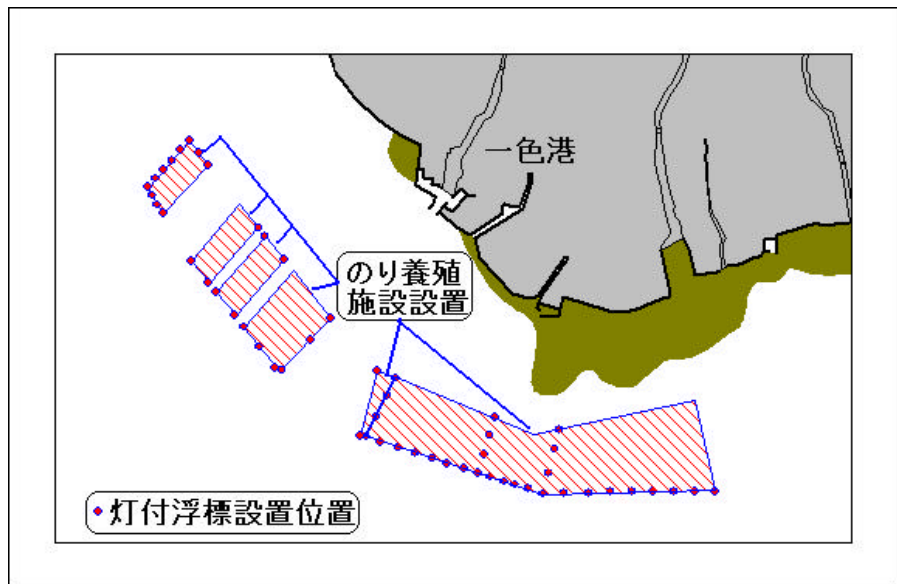
付図に示す区域に、のり養殖施設が設置される。

期間 平成17年10月1日～平成18年3月31日まで

標識 区域に点滅式灯付浮標を設置する。

海図 W1056 - W1052 - W1053

出所 衣浦海上保安署



17年821項 本州南岸 - 衣浦港及付近 養殖施設設置

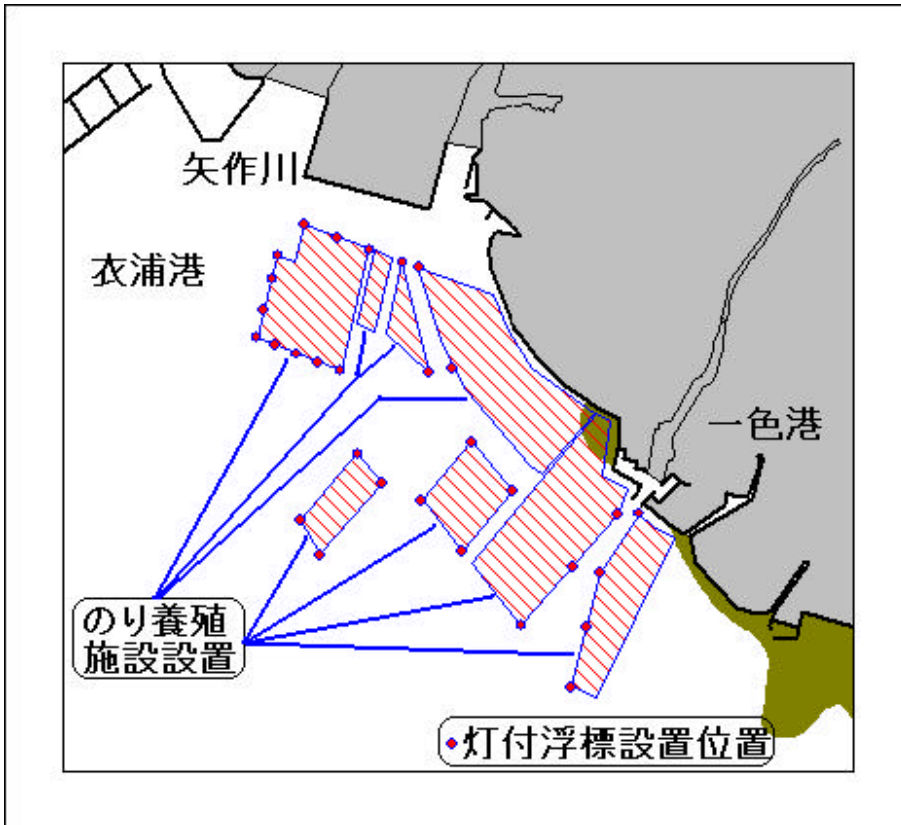
付図に示す区域に、のり養殖施設が設置される。

期 間 平成17年9月16日～平成18年4月30日まで

標 識 区域に点滅式灯付浮標を設置する。

海 図 W1056 - W1052 - W1053

出 所 衣浦港長



17年822項 本州南岸 - 師崎水道、日間賀島西方 灯標光達距離変更

(四管区水路通報 17年 33号 746I項 削除)

角石灯標は、下記のように変更された。

位 置 34-42-17N 136-59-16E

光達距離 (変更前) 10.5海里

(変更後) 7.5海里

海 図 W1054 - W1053 - W1051

出 所 第四管区海上保安本部

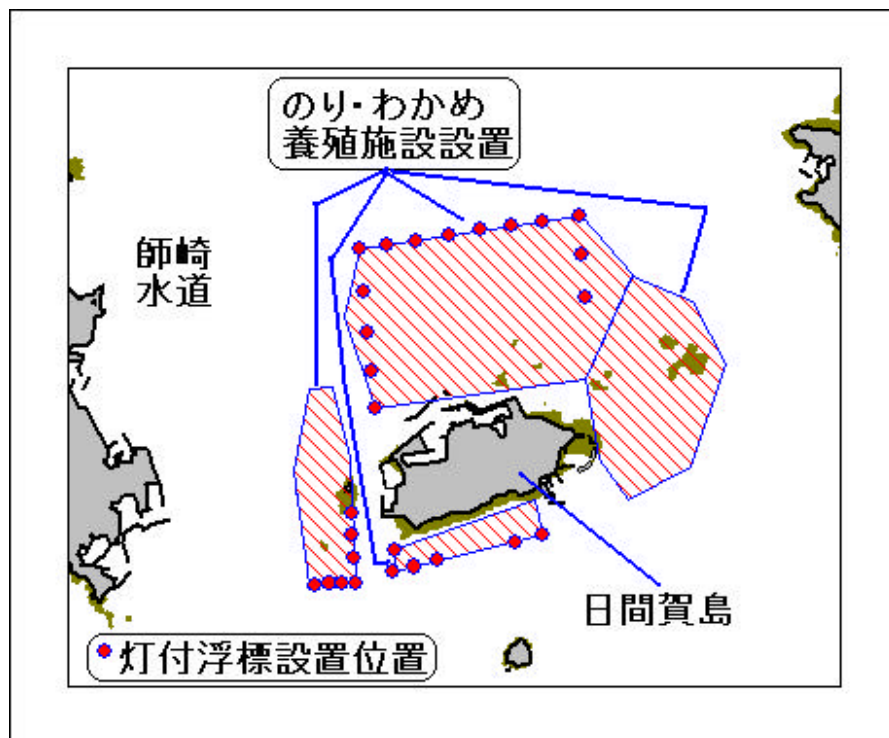
17年823項 本州南岸 - 師崎水道、日間賀島付近 養殖施設設置

付図に示す区域に、のり・わかめ養殖施設が設置されている。

期 間 平成18年4月30日まで

標 識 区域に点滅式灯付浮標を設置する。

海 図 W 1 0 5 4
出 所 衣浦海上保安署



1 7 年 8 2 4 項 伊勢湾 - 内海港 救難訓練
下記区域で、船艇、航空機及び潜水土による救難訓練が実施される。
期 間 平成17年9月27日の0900～1200
区 域 下記地点付近
34-44-15N 136-51-33E
備 考 警戒船を配備する。
海 図 W 9 5
出 所 名古屋海上保安部

1 7 年 8 2 5 項 本州南岸 - 常滑港及付近 灯標廃止（予告）
（四管区水路通報 17年 32号 722項、33号 750項 削除）
下記5灯標は、廃止される予定である。
期 間 平成17年9月17日
名称及び位置
(1) 中部国際空港空港島工事 Z 7 灯標 34-50-09N 136-48-55E
期 間 平成17年9月18日
名称及び位置
(2) 中部国際空港空港島工事 Z 2 灯標 34-50-35N 136-49-31E

期 間 平成17年9月19日

名称及び位置

(3) 中部国際空港空港島工事 Z 4 灯標 34-50-15N 136-49-35E

(4) 中部国際空港空港島工事 Z 5 灯標 34-50-13N 136-49-22E

(5) 中部国際空港空港島工事 Z 6 灯標 34-50-11N 136-49-08E

海 図 W 1 0 2 5 - W 9 5

出 所 第四管区海上保安本部

1 7 年 8 2 6 項 名古屋港 - 環境調査

下記区域で、作業船及び潜水士による採水・採泥作業が実施される。

期 間 平成17年9月26日（予備日9月27日、28日、10月10日～13日）の日出～日没

区 域 下記4地点付近

(1) 35-04-38N 136-52-45E

(2) 35-02-36N 136-52-07E

(3) 35-01-02N 136-51-06E

(4) 34-59-02N 136-49-38E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 5 A - W 1 0 5 5 B

出 所 名古屋港長

1 7 年 8 2 7 項 名古屋港 - 第2区 棧橋補修工事

潮見ふ頭（9号地）B E 棧橋前面で、作業船による棧橋補修工事が実施される。

期 間 平成17年9月20日～12月20日までの日出～日没

区 域 下記地点付近

35-03-31N 136-52-05E

標 識 作業船のアンカー投入位置に簡易灯付浮標を設置する。

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

1 7 年 8 2 8 項 名古屋港 - 第3区 重量物荷役作業

北浜ふ頭（南3区）G 2、G 3 岸壁前面で、作業船による沈埋函積込み作業が実施される。

期 間 平成17年9月15日～10月4日まで（予備日10月5日～15日）の日出～日没

区 域 下記2地点付近

(1) 35-00.7N 136-51.2E

(2) 35-00.6N 136-50.7E

標 識 作業船のアンカー投入位置に橙色簡易浮標を設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

17年829項 本州南岸 - 四日市港、第3区 水路測量

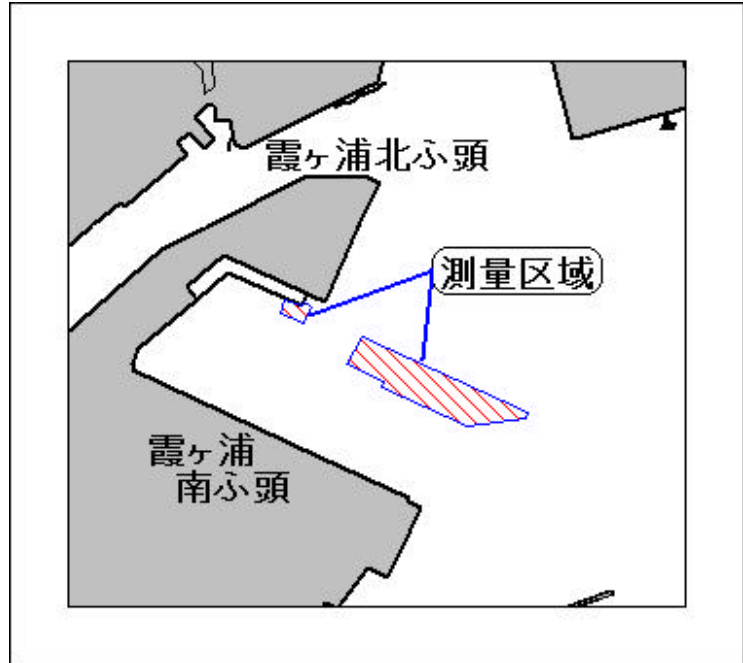
付図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 平成17年9月26日～10月4日まで（内3日間）の日出～日没

標 識 作業船は白紅白のえん尾旗を掲げる。

海 図 W94

出 所 第四管区海上保安本部



17年830項 本州南岸 - 四日市港、第3区 均し作業

霞ヶ浦北ふ頭南東側で、作業船による海底均し作業が実施される。

期 間 平成17年9月26日～10月1日までの日出～日没

区 域 下記地点付近

34-59-44N 136-40-15E

標 識 作業船のアンカー投入位置に橙色簡易浮標(夜間停泊時は点滅式黄色灯付浮標)を設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W94

出 所 四日市港長

17年831項 本州南岸 - 四日市港、第3区 防災訓練

K-1 棧橋北方で、作業船によるオイルフェンス展張訓練が実施される。

期 間 平成17年9月21日の1315～1500

区 域 下記地点付近

34-59-00N 136-39-03E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W94

出 所 四日市港長

17年833項 本州南岸 - 安乗埼東方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成17年9月20日～12月30日までの0800～1700

区 域 下記地点を中心とする半径200メートルの円内

34-21-41N 136-55-37E

標 識 作業船のアンカー投入位置に赤旗付竹竿（夜間停泊時は点滅式黄色灯付浮標）を設置する。
区域に赤旗付竹竿を設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W1051

出 所 鳥羽海上保安部

17年832項 本州南岸 - 布施田水道、和具漁港 ポーリング作業

下記区域で、やぐらを設置してのポーリング作業が実施されている。

期 間 平成17年10月10日まで（予備日10月11日～31日）

区 域 下記地点付近

34-15-18N 136-48-25E

標 識 やぐらの頂上に赤旗、四隅に点滅式黄色灯を設置する。

海 図 W1090

出 所 鳥羽海上保安部

「四管区水路通報」に関する問い合わせ先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎（6階）

TEL 052-661-1611（内線2515）

FAX 052-654-2536（FAXサービス兼用）

E-mail zushi4@jodc.go.jp

第四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm>

海上保安庁海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

また、FAXによるポーリングサービスも行っています。

FAX番号は『052-654-2536』です。なお、Fコードやパスワードは設定していません。
（ポーリング受信のモードで、上記番号にアクセスします。機種によってはパスワードの入力を求められますが、その際は適当な4桁の数を入力します。）